

令和7年度豊後高田市フィルムコミッションPR動画等制作委託業務仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、令和7年度豊後高田市フィルムコミッションPR動画等制作委託業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、この仕様書、契約書および監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 本業務の実施に当たっては、常に受託事業者としての中立性を堅持するように努めなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に関する全ての情報について、発注者の許可なく外部に漏らしたり、転用したりしてはならない。
- (6) 本業務の全部を一括して、第三者に委任し、もしくは請け負わせることはできない。ただし、発注者と受注者の協議の上、本業務の履行についてより合理的かつ効果的と判断できる場合においては、本業務の一部を第三者に委任、もしくは請け負わせることができる。
- (7) 本業務を実施する上で必要な資料について、発注者が貸与した資料は使用目的が完了した後は速やかに返却しなければならない。
- (8) 本業務を実施する上で文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
- (9) 本業務の実施に当たっては、不明な点または疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を受けるものとする。

2 業務の目的

本業務は、令和8年度に誕生25周年を迎える、恋叶ロードの出発点「豊後高田昭和の町」の新たな魅力を、豊後高田市のホームページや豊後高田市公式YouTubeチャンネル等から発信するPR素材を制作し、映画やテレビなどのロケーション誘致、インフルエンサー等の誘致、「豊後高田昭和の町」を起点とする市内観光への誘客促進を図ることを目的とする。「豊後高田昭和の町」が「恋人の聖地」に選定された「恋叶ロード」の出発点であることから、PR素材のモデルとしてインスタグラマーを起用し、そのインスタグラマーのSNSアカウントからも、若い女性（特にZ世代）やインバウンドを対象とした発信を行い、更なる関係・交流人口の増加へ結びつくことを目標とする。

3 PR素材のコンセプト

- ・ “様々な「Re:」で豊後高田昭和の町を魅せる”

今まであまり表に出ていない、夕方から夜のノスタルジックな雰囲気など「豊後高田昭和の町」の“裏側（reverse）”や、令和8年に25周年を迎える昭和の町の魅力を“再び（revive）”伝える。また、“繰り返し（repeat）”長期間、様々な媒体で繰り返し発信し、昭和の町の認知度を向上させる。

4 業務内容

受託者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、PR素材の制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 動画・写真・SNSでのPR

撮影場所については、最低限、下記のコンテンツ等を撮影・収集すること

PR効果を上げるため、モデルには、インスタグラマーを起用し、そのアカウントからもPRを行うこと

① 映画等のロケ誘致用

- ・夕方～夜のノスタルジックな雰囲気の豊後高田昭和の町

② 観光PR用

- ・昭和25周年を迎える昭和の町の新たな魅力をPRするもの

(2) 規格(上記①・②共通)

動画(上記①・②共通)

ロングバージョン(1分・3分)※YouTubeでの配信を想定

- ・画角 16:9
- ・画質 フルハイビジョン(1920×1080)以上
- ・形式 mp4

ショートバージョン(60秒以内2本以上)※Instagramでの配信を想定

- ・画角 4:5 等Instagramの投稿に適した画角
- ・画質 フルハイビジョン(1920×1080)以上
- ・形式 mp4

写真(上記①・②共通)

※WEB掲載や印刷物への使用の他、Instagram投稿を想定

- ・形式: JPEG(解像度: 350dpi以上)

(3) 撮影・編集

各コンテンツ・規格に基づき、必要な映像・写真の撮影を行う。なお、撮影箇所は市が指定する場合がある。次の内容は業務に含むものとする。

- ①出演者、協力者への交渉・許可(SNSでのPR活動含む)
- ②出演料や使用料など、撮影に必要な費用の負担
- ③撮影した映像・画像の加工、編集(音楽やテロップ等の挿入)については、完成までに、本市と複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。
- ④最も効果的に「豊後高田昭和の町」の魅力を訴求できるような画角・アングル・シチュエーション・天候等で写真素材を撮影・収集すること。
- ⑤各コンテンツにつき、複数の画角やアングルから撮影・収集することとし、各画角・アングルにつき、最低縦型・横型の写真の撮影・収集すること。
- ⑥写真素材はSNSの投稿用素材としても使用することを想定しているため、彩度・明度・色味等について、必要に応じて加工を行うこと。

(4) 留意事項

- ア BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きを行うこと。
- イ 出演者の起用には、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きを行うこと。
- ウ 素材は、新規で撮影することを原則とするが、上記の制約を満たす場合、既存の素材を使用して制作することとして差し支えない。

5 委託費用

880,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

6 成果品

(1) 成果品の提出物

- ア 指定した形態の完成素材（納品媒体は指定しない）
- イ 実績報告書（本業務で実施した内容をまとめた報告書を作成）

(2) 納品期限

契約締結の日から令和7年3月13日（金）まで

(3) 成果品の著作権等

- ア 受託者は、成果品について、委託者のほか、豊後高田市、観光協会が行うプロモーション等や、二次利用（編集、部分利用を含む）を行えるよう、著作権を委託者へ帰属させること。
- イ 受託者は、納品した成果物に対して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利を、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。
- ウ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- エ 成果品が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合や前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により、原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、受託者が負うこと。

7 提出書類

本業務の着手および完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届 (2) 業務計画書（実施体制図及び業務スケジュール）
- (3) 完了届 (4) 納品書 (5) 請求書 (6) 成果品

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

8 打ち合わせ

受注者は、常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

また、打ち合わせの議事録は、必ず作成するものとする。

9 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

10 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

11 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

12 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

13 引渡し

成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査をもって、業務完了とする。

14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定める。